

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 見積合わせをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>御嶽濁河高地トレーニングセンター(以下「本施設」という。)は、濁河温泉の源泉をそのまま使用しているが、旧御嶽少年自然の家の開所以来使用している引湯管において、温泉成分の結晶化による付着が堆積し、本年2月以降は詰まりによる断水が度々発生していたところ、4月になって完全に断水し、メンテナンスを行っても湯量が少なく、お風呂として利用できる状態ではなかった。</p> <p>6月以降は、繁忙期を迎え、すでに予約も多く入っていると同時に、工期に1か月以上を要することから、指名競争入札や見積合わせをしては、6月までに安定かつ適切な湯量を確保することができない。</p> <p>2 特定のものを選定した理由</p> <p>契約相手の有限会社小坂設備は、以前より分湯槽から本施設に敷設されている温泉管の点検業者で詰まりによるメンテナンスも行った業者で、現地確認はすでに行われており、復旧方法についても検討済である。</p> <p>また、下呂市の管理する温泉元から分湯槽までの温泉管及び他の濁河温泉地区の旅館に分配されている温泉管についても、委託を受けて保守点検等を行っている業者でもある。</p> <p>以上より、迅速な対応が可能な唯一の業者であること、また、濁河温泉地区の温泉管について熟知しており、専門的知識及び技術を有していることから、確実な復旧が可能であるため、有限会社小坂設備を契約相手として選考する。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。